

軽自動車税のお知らせ

問合せ 税務課管理係

軽自動車税は、4月1日現在に、原付バイク、小型特殊自動車、軽自動車、自動二輪車を所有している人に課税される税金です。軽自動車税は年税額なので、普通自動車における自動車税のように、月割りで税額を算定する制度がありません。そのため、年度の途中で譲渡や廃車をしても税金の還付はありません。また、4月2日以降に取得した場合は、その年度は税金がかかりません。

納期限は5月31日(水)です。口座振替で納付する人は、残高を確認してください。



グリーン化特例（軽課）

平成28年4月1日～29年3月31日に新規登録した一定の環境性能を有する車両には、燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）が適用されます。

車種区分	軽課対象車・税額（年額）				
	電気自動車・天然ガス軽自動車（75%軽減）	★★★★かつ32年度燃費基準+20%達成車（50%軽減）	★★★★かつ32年度燃費基準達成車（25%軽減）	★★★★かつ27年度燃費基準+35%達成車（50%軽減）	★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成車（25%軽減）
四輪乗用（自家用）	2,700円	5,400円	8,100円	—	—
四輪乗用（営業用）	1,800円	3,500円	5,200円	—	—
四輪貨物（自家用）	1,300円	—	—	2,500円	3,800円
四輪貨物（営業用）	1,000円	—	—	1,900円	2,900円
三輪	1,000円	—	—	2,000円	3,000円

新旧税額と経年重課

27年4月1日以後に新規登録する車両から、新税額が適用されています。また、28年度からは条件を満たした車両について、経年重課の税率が適用されています。

車種区分	27年3月31日までに登録した車両（変更なし）	27年4月1日以降に登録した車両	登録後13年を経過した車両（経年重課）
四輪乗用（自家用）	7,200円	10,800円	12,900円
四輪乗用（営業用）	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物（自家用）	4,000円	5,000円	6,000円
四輪貨物（営業用）	3,000円	3,800円	4,500円
三輪	3,100円	3,900円	4,600円

※新規登録した年月とは、初めて車両番号の指定を受けた年月です。自動車検査証では初度検査年月と記載されています。